

公立大学法人高崎経済大学公益通報に関する規程

令和4年度
規程第45号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）の職員等による内部公益通報への適正な対応の仕組み等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 法人に雇用される職員及び通報の日前1年以内に退職した者

イ 法人の役員（理事長、教員でない理事及び経営審議会の委員をいう。以下同じ。）

(2) 内部公益通報対象事実 法第2条第3項に掲げる事実（職員等が行った、又は正に行おうとしているものに限る。）をいう。

(3) 内部公益通報 職員等が内部公益通報対象事実を第5条第1項に規定する内部公益通報窓口、第17条第1項に規定する通報取扱組織又は上司に通報することをいう。ただし、虚偽の通報、他人をひぼう中傷する通報、他人の業務を妨害する通報、不正の利益を得る目的又は他人に損害を加える目的の通報その他不正の目的による通報を除く。

(4) 公益通報対応業務従事者 職員等のうち、内部公益通報に対応する業務を行う者で、当該業務に関して内部公益通報を行った職員等（以下「通報者」という。）を特定させる事項を伝達されるもの

(内部公益通報処理委員会)

第3条 内部公益通報に係る事案の処理を適正に行うため、公立大学法人高崎経済大学内部公益通報処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 内部公益通報の受理に関すること。

(2) 内部公益通報に係る調査に関すること。

(3) 内部公益通報対象事実に係る是正措置及び再発防止措置(以下「是正措置等」という。)に関すること。

(4) 内部公益通報に係る通報者の保護に関すること。

(5) その他内部公益通報に関し必要な事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副学長

(2) 事務局長

(3) 理事長の指名する教員 1人

(4) 理事長の指名する事務職員 1人

4 委員会に委員長を置く。

5 委員長は、教育担当副学長である委員をもって充てる。

(委員長等の職務等)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

3 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

6 委員長が必要と認めたときは、職員、学識経験者等を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(内部公益通報窓口)

第5条 内部公益通報の受付及び相談に関する窓口(以下「内部公益通報窓口」という。)を総務グループ企画チームに設置する。

2 内部公益通報は、理事長が別に定める様式に必要な事項を記入し、郵送、電子メール又は持参により送達することにより行うものとする。ただし、職員以外の者が通報する場合又は緊急を要する場合は、様式によらない書面、電子メール、面談その他の方法により内部公益通報を行うことができる。

3 内部公益通報は、原則として実名によるものとする。

(公益通報対応業務従事者の指定)

第6条 理事長は、次に掲げる者を公益通報対応業務従事者に指定する。

- (1) 内部公益通報窓口の事務に従事する職員
- (2) 内部公益通報の調査に従事する職員で、通報者を特定させる事項を伝達される者
- (3) 内部公益通報の調査に協力する職員等で、通報者を特定させる事項を伝達される者
- (4) 委員長及び委員

2 前項の指定は、指定を受ける者が公益通報対応業務従事者の地位に就くことが明らかになる方法で行うものとする。

(受理又は不受理の決定)

第7条 第5条第2項の規定により内部公益通報窓口に通報があったときは、委員会は、内部公益通報に該当するか審査し、受理又は不受理の決定を行うものとする。

2 委員会は、内部公益通報を受理したときはその旨を、受理しないときはその旨及びその理由を通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しないとき、又は実名によらず通報されたときは、この限りでない。

(調査の実施)

第8条 委員会は、内部公益通報を受理したときは、調査の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により調査の実施を決定したときは、その旨を通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しないとき、又は実名によらず通報されたときは、この限りでない。

3 委員会は、十分な調査を行うために必要があると認めるときは、自ら調査を行うほか、当該内部公益通報に関連する業務を行う職員等に調査を行わせることができる。

4 委員会は、必要と認めるときは、弁護士その他の専門的知見を有する者を調査に参加させることができる。

5 職員等は、正当な理由がある場合を除き、内部公益通報に関する調査に誠実に協力するものとする。この場合において、職員等は当該調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

6 委員会は、調査が終了したときは、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、

信用、名誉、プライバシー等を勘案し、支障があると認められる場合を除き、調査結果を通報者に報告するものとする。ただし、通報者が通知を希望しないとき、又は実名によらず通報されたときは、この限りでない。

(是正措置等)

第9条 委員会は、調査の結果、法令違反が明らかになったときは、速やかに理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく是正措置等を講じるものとする。

3 前条第5項の規定は、前項の規定による是正措置等が講じられた場合について準用する。

(情報の管理)

第10条 内部公益通報窓口の事務に従事する職員及び第8条第3項の規定より内部公益通報に係る調査を行う職員等(次項において「調査担当者」という。)は、通報者を特定させる情報を必要最小限の範囲で共有しなければならない。

2 内部公益通報に関する調査により得られた情報は、理事長その他の役員、内部公益通報窓口の事務に従事する職員及び調査担当者並びに事案に応じて必要な行政機関に限り共有するものとする。

(通報者等の保護)

第11条 職員等は、通報者又は相談者(内部公益通報に関する相談をした職員等をいう。以下同じ。)に対し、通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

2 職員等は、通報者又は相談者を特定しようとする行為をしてはならない。

3 通報又は相談をしたことにより不利益な取扱いを受けた通報者又は相談者及び内部公益通報に関する調査に協力したことにより不利益な取扱いを受けた職員等は、委員会にその旨を届け出ることができる。

4 前項の規定による届出があったときは、委員会は、理事長と協議の上、当該不利益な取扱いにより生じた被害の回復、救済等のために必要な措置を講じるものとする。

(内部通報以外の公益通報に係る通報者の保護)

第12条 職員等は、法第3条第2号又は第3号に規定する要件を満たす公益通報(以下この条において「外部通報」という。)を行った者に対して、当該通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 職員等は、外部通報を行った職員等を特定しようとしてはならない。
- 3 外部通報を行った職員等を特定する情報は、事案に応じて理事長が適当であると認めた範囲を超えて共有しないものとする。

(理事長への報告)

第13条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長に報告するものとする。

- (1) 通報者又は相談者に対して、内部公益通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱い等が行われたとき。
- (2) 職員等に対して、内部公益通報に関する調査に協力したことを理由として不利益な取扱い等が行われたとき。
- (3) 職員等が、正当な理由なく、調査に協力しなかったとき。
- (4) 職員等が、正当な理由なく、内部公益通報又は相談に係る秘密を漏らしたとき。
- (5) 職員等が、通報者又は相談者を特定しようとする行為をしたとき。
- (6) その他報告する必要があると委員会が認めたとき。

(法令違反等に対する措置)

第14条 第9条第1項又は前項の規定による報告があったときは、理事長は、必要に応じ、職員の処分を行う等、適切な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第15条 内部公益通報に対応する職員等は、通報者の秘密を保持するために必要な対策を講じるものとする。

- 2 職員等は、内部公益通報の対応に関係して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(利益相反関係の排除)

第16条 公益通報対応業務従事者その他の内部公益通報に対応する職員等は、自らが関係する通報事案の対応に関与してはならない。

- 2 委員長又は委員が通報対象事案に利益相反関係を有すると思料するときは、委員長又は当該委員は当該案件に係る審査等に関与しないものとする。この場合における委員会の組織等については、理事長が指示するところによる。

(他の組織との連携)

第17条 委員長は、受け付けた通報に係る内部通報事案が、本学の規程に基づき法令等に違反する行為に関する通報に係る調査、審議等を行う組織の所管事項

に該当すると認めるときは、当該組織の代表者に当該事案について報告するとともに、当該組織と連携して、当該内部通報事実に対応することができる。

2 前項の場合において、委員長は、第8条第3項の規定により、当該事案の調査を当該組織を構成する職員又は当該組織の事務に従事する職員に行わせることができるものとする。

(不正の目的による通報又は相談の禁止等)

第18条 職員等は、虚偽の通報又は相談や、他人をひぼう中傷する目的の通報又は相談その他の不正の目的の通報又は相談を行ってはならない。

(その他の事項)

第19条 この規程に定めるもののほか、内部公益通報の処理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。